

介護職員等特定処遇改善加算等について

1、賃金改善について

処遇改善加算・処遇改善等加算を取得し、臨時職員の正職員化を進め、一部の介護職員の年収を440万円以上とした

2、賃金改善以外の処遇改善に関する取り組み

(1) 入職促進に向けた取り組み

① 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢層等）の採用拡大を図るため、勤務シフトの配慮や短時間勤務制度の導入等を進めている

(2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

① 島外で行われる初任者研修、実務者研修、喀痰吸引研修等の受講に際し往復の日程を含めて特別休暇（有給）を付与している

② キャリア段位取得に応じた手当を支給する制度を導入し、スキル向上に努めている

(3) 両立支援、多様な働き方の推進

① 仕事と子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実、特養からデイサービスへの異動、シフトの配慮を行っている。

② 残業時間をほぼゼロに近づけるとともに、年次有給休暇は、100%近く取得している

(4) やりがい・働きがいの醸成

① 月1回の全体会議や部門会議を勤務にカウントし、職場内コミュニケーションの円滑化を図りケア内容の改善に努めている

(5) その他

① クージシーミー（公事清明祭）やウンナー（綱引き）等の地域行事への外出支援を通して交流を図っている

② 毎朝の朝会で、経営理念を唱和し、共有を図っている